

新	旧	備考
<p>海外投資（不動産等）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17-制度-00010 沿革（略） <u>令和5年10月16日 一部改正</u></p>	<p>海外投資（不動産等）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17-制度-00010 沿革（略）</p>	
<p><b>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額</b> <b>（てん補危険）</b></p> <p><b>第2条</b> 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 不動産に関する権利等の喪失（前3号の事由によるものを除く。）<u>に伴い支払われた</u>金額（以下「権利等喪失<u>支払</u>金」という。）を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ 外国政府等による権利等喪失<u>支払</u>金の管理</p> <p>ニ 権利等喪失<u>支払</u>金の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。</p> <p>ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による権利等喪失<u>支払</u>金の没収</p>	<p><b>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額</b> <b>（てん補危険）</b></p> <p><b>第2条</b> 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款（別に特約を締結したときは当該特約を含む。以下同じ。）の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 不動産に関する権利等の喪失（前3号の事由によるものを除く。）<u>により取得した</u>金額（以下「権利等喪失<u>取得</u>金」という。）を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ 外国政府等による権利等喪失<u>取得</u>金の管理</p> <p>ニ 権利等喪失<u>取得</u>金の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。</p> <p>ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による権利等喪失<u>取得</u>金の没収</p>	
<p><b>第8章 雑則</b> <b>（換算率）</b></p> <p><b>第32条</b> この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の</p>	<p><b>第8章 雑則</b> <b>（換算率）</b></p> <p><b>第32条</b> この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の</p>	

<p>規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定めた場合は、この限りでない（以下第3項及び第4項において同じ。）。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 第3条第2項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額又は第5条に定める各金額の通貨が送金不能額の通貨と異なる場合は、次のイからホの各金額をそれぞれに定める日において送金不能額の通貨に換算して行い、送金することができなかった日（ただし、取得のための対価の額と送金不能額を比較すべき場合であって、送金不能額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は第1号に定める日）の前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>3～7 （略）</p>	<p>規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定めた場合は、この限りでない（以下第3項及び第4項において同じ。）。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 第3条第2項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額又は第5条に定める各金額の通貨が送金不能額の通貨と異なる場合は、次のイからホの各金額をそれぞれに定める日において送金不能額の通貨に換算して行い、送金することができなかった日（ただし、取得のための対価の額と送金不能額を比較すべき場合であって、送金不能額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は第1号<del>イ</del>に定める日）の前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>3～7 （略）</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年10月31日から実施する。</u></p>		